

啓発動画作成業務プロポーザル実施要領

1. 業務の目的

コロナ収束後、外国人観光客、特に韓国人観光客の来島者数は増加が顕著であり、これに伴い、日本人にとっては当たり前のマナーであっても、外国人旅行者にとっては当たり前ではない日本独自の文化や習慣について、「知らなかった」ことに起因するトラブルの報告件数が増加している。

本業務では、新たに、釜山ー対馬航路船内等において放映するためのマナー啓発動画を作成し、日本独自のマナー・文化・風習への理解を促し、トラブルの未然防止と、持続可能な観光の確立を図ることを目的とする。

2. 概要

(1) 業務名

啓発動画作成業務

(2) 業務場所

対馬市地内ほか

(3) 業務内容

別紙仕様書のとおり

(4) 履行期間

契約締結日から令和8年1月30日（金）

(5) 契約保証金

対馬市契約規則（平成16年対馬市規則第108号）第26条第1項の規定により契約金額の100分の10以上の契約保証金を納付すること。ただし、同規則第28条第1項各号のいずれかに該当する場合は全部または一部を免除する。

(6) 予算額

2,832,500円（消費税込み）

※契約における上限金額であり予定価格ではない。

3. プロポーザル方式の種別及び採用理由

本業務は、釜山ー対馬航路船内等において放映する新たなマナー啓発動画を作成し、外国人旅行者を対象に日本独自のマナー・文化・風習への理解を促し、トラブルの未然防止を図ることを目的としている。このことから、市にとって最も適切な創造力・技術力・経験などを有する事業者を特定するため「公募型プロポーザル方式」を採用し、企画提案を募り最も優秀な提案を行った者を選定する。

4. スケジュール

内容	日程
公募開始	令和7年8月22日（金）
質問書の受付期間	令和7年8月29日（金）まで
質問書の回答	令和7年9月3日（水）
参加申込期限	令和7年9月10日（水）まで
参加資格審査結果通知 （申込者の審査、提案書提出要請）	令和7年9月16日（火）まで
提案書提出期限	令和7年9月22日（月）
プレゼン及びヒアリング	令和7年9月29日（月）【予定】
審査結果通知	令和7年10月2日（木）【予定】

5. 公募要件

業務の実施にあたり、必要な能力を有する者で次に掲げるすべての要件を満たす者とする。

（1）単独企業及び個人に関する公募要件

- ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第1号）第167条の4の規定に該当しない者
- ② 令和7年度対馬市競争入札参加資格者名簿（以下「資格名簿」という。）に搭載されている者。ただし、次のアからオに掲げる書類を参加申込の際に提出する場合は、資格名簿に登載されていない者も参加可能とする。
 - ア 履歴事項全部証明書（法人のみ。申込日前3ヶ月以内のもの。写し可）
 - イ 身元（分）証明書（個人のみ。申込日前3ヶ月以内のもの。写し可）
 - ウ 納税証明書（申込日前3ヶ月以内のもの。写し可）
 - ・対馬市税の未納がない証明書（本市に営業所等を有する者のみ。）
 - ・所得税、消費税及び地方消費税の未納がない証明書（個人のみ。）
 - ・法人税、消費税及び地方消費税の未納がない証明書（法人のみ。）
 - エ 財務諸表類（直近1年度分）又は青色申告書等の写し
 - オ 対馬市政治倫理条例第5条第1項に規定する関係企業以外の者であること。
- ③ 映像制作を含む本業務に類似する媒体の作成実績があること。
- ④ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続きの開始申し立てをしている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続きの開始申し立てをしている者でないこと。

- ⑤ 暴力団（対馬市暴力団排除条例（平成24年対馬市条例第51号）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）及び暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。
- ⑥ 対馬市が発注する工事等の契約に係る指名停止の措置要綱（平成16年対馬市対馬市告示第58号）による指名停止を受けていないこと。

（2）共同企業体に関する公募要件

- ① 代表構成員及び構成員が（1）5の①から⑥の全てに該当すること。
- ② 共同企業体が2者以上の者により自主的に結成されたものであること。
- ③ 各構成員が本要領に参加する事業者又は他の共同企業体の構成員でないこと。

6. 募集要領等の配布

- （1）期 間 令和7年8月22日（金）から令和7年9月10日（水）まで
- （2）場 所 対馬市厳原町国分1441番地 対馬市 観光推進部 観光交流商工課
- （3）方 法 配布場所で直接受け取るか、対馬市HPよりダウンロードとする。
なお、配布時間は9時から17時までとする。

7. 受託者の選定方法

- （1）受託者は、公募型プロポーザル方式により選定する。
- （2）受託者は、啓発動画作成業務プロポーザル評価委員会（以下、「委員会」という。）の審査結果により市長が決定する。
- （3）審査は、原則、別紙に定める評価基準に基づき提案書、プレゼンテーション及びヒアリング等により行うこととする。
- （4）審査の結果、評価得点の合計が最も高い者を最優秀提案者とし、随意契約の交渉を行う。ただし、その者と合意に至らない場合は、次に評価得点の合計が高い者から順に交渉を行う。
- （5）審査結果は参加者全てに通知する。
- （6）提案者が1者になった場合でも評価を行い、委員会の各委員における評価得点の平均点が最低水準点（60点）以上であれば、当該提案者を契約候補者とする。
- （7）応募がない場合、又は提案者全ての評価得点が、（6）による最低水準点未満の場合は、再度プロポーザルを実施する。

8. 委員会の構成

委員会は対馬市業務委託プロポーザル方式等実施要綱（平成24年対馬市告示第42号）第5条により5名以上とし、市職員及び外部有識者で構成する。

9. 実施要領・仕様書・提案書に関する質問

(1) 質問方法

質問書（様式第4号）に質問事項を記載のうえ、持参、郵送、FAX 又は電子メールにて提出すること。その際、質問の回答を受けられる電子メールアドレスを指定すること。

(2) 期限

令和7年8月29日（金）午後5時 必着

(3) 質問書の提出先

〒817-8510 長崎県対馬市厳原町国分 1441 番地

対馬市 観光推進部 観光交流商工課

FAX：0920-52-1214 電子メール：kokusai@city-tsushima.jp

(4) 回答

令和7年9月3日（水）までに電子メールにて回答する。

10. 参加申込

(1) 申込資料

提出書類等

区分	提出資料	提出部数
①	公募型プロポーザル参加申込書（様式第1号）	1部
②	添付書類チェックリスト（様式第2号）	1部
③	参加資格に関する申立書（様式第3号）	1部
④	5. 公募要件（1）②若しくは（2）①で示す必要な書類	各1部
⑤	【共同企業体として申し込む場合】 共同企業体協定書	1部

(2) 期限

令和7年9月10日（水）午後5時 必着

(3) 提出方法

持参又は郵送

(4) 申込資料の提出先

〒817-8510 長崎県対馬市厳原町国分 1441 番地

対馬市 観光推進部 観光交流商工課

11. 参加資格審査結果

令和7年9月16日（火）までに通知する。

1 2. 資格の喪失に関する事項

次のいずれかに該当したときは、本手続きに関する資格を失うことがある。

- (1) 提案書の提出日、提出場所、提出方法等が本要領に適合しないとき。
- (2) 提案書の記載が作成要領に適合しないとき。
- (3) 提案書に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていなかったとき。
- (4) 提案書に記載すべき事項以外の事項が記載されていたとき。
- (5) 提案書に虚偽の内容が記載されていることが判明したとき。
- (6) 応募者が、受託者を特定するまでの間、委員会の公正な審査を妨げる行為をしたとき。

1 3. 提案書作成要領等

(1) 提案内容

- ① 提案者概況説明
- ② 業務実施スケジュール
- ③ 提案者の実績（提案時に過去の成果物の放映・解説を5分以内にて実施すること）
- ④ 業務の実施方針
- ⑤ 啓発動画のコンセプト、動画の企画・構成（案）、絵コンテ（案）などのイメージ図。

(2) 提案書及び参考見積書の提出部数

- | | |
|----------------|----|
| ① 企画提案書（様式第5号） | 8部 |
| ② 企画書（任意様式） | 8部 |
| ③ 参考見積書（様式第6号） | 8部 |
| ④ 積算書（任意様式） | 8部 |

(4) 提出期限

令和7年9月22日（月） 午後5時 必着

(5) 提出方法

持参又は郵送

(6) 提出先

〒817-8510 長崎県対馬市厳原町国分 1441 番地
対馬市 観光推進部 観光交流商工課

(7) 注意事項

- ① 企画書は任意様式とするが、用紙サイズは日本工業規格 A4判を基本とし、縦横は問わない。なお、絵コンテ（案）など視覚的に説明するにあたり、A3判も使用することができるものとする。
- ② 企画書は上記1 3に示す提案内容に基づき簡潔で分かりやすい内容で作成することとし、下記1 4に示す評価基準に基づき審査を行うこととする。

14. 評価基準及び審査方法

(1) 評価基準

評価項目	審査内容	配点
①業務実施スケジュール	・ 契約期間内に確実に業務を実施できるか。	10点
②提案者の実績 (※過去5年間)	・ 過去の同種および類似事例の実績、及び成果物の内容	15点
③業務の実施方針	・ 業務目的やその背景等を正確に理解しているか。	10点
	・ 特に、対馬市における外国人観光客のトラブルの内容について理解、把握をしているか。	15点
④提案内容について	・ 外国人の視聴意欲を喚起する内容となっているか。	10点
	・ トラブルの内容に応じた伝え方、分かりやすい構成・脚本が提案されているか。	15点
	・ トラブルの回避を図りながら、対馬旅行への意欲を高める工夫が意図されているか。	15点
⑤提案金額	・ 価格点の算定式 満点(10点)×各提案者の提案金額のうち最低金額÷自社の提案金額 (ただし、小数点以下を切り捨て)	10点
合計		100点

※審査項目①から④までの評価方法は、A、B、C、D、Eの5段階評価とし、項目ごとの配点に応じて評点を算出します。

評価	評点
A (たいへん優れている)	項目の配点×1.0
B (優れている)	項目の配点×0.8
C (標準)	項目の配点×0.6
D (やや劣っている)	項目の配点×0.4
E (劣っている)	項目の配点×0.2

(2) 審査方法

- ① 審査は対面形式にて実施する。
- ② 実施日及び実施場所については別途通知する。
- ③ 審査は、1者あたり30分（プレゼンテーション15分、ヒアリング15分）を目安とする。
- ④ 説明者は、本業務を受注した際に主な担当となる者とし、2名以内とする。なお、次の説明者との入れ替え（準備・後片付け）時間は10分程度とする。
- ⑤ 提案者から提出のあった企画提案書に対して、評価委員が評価基準における全項目について評価を行い、各委員の評点の合計点数が最も高い者を最優秀提案者として特定する。
- ⑥ 各委員の評点の合計点数が同点の場合、評価項目③、④の5項目の評点の合計が高い者を上位とする。
- ⑦ 上記⑤、及び⑥の方法により受託者が特定出来ない場合は、評価委員の協議により最優秀提案者及び次点のものを特定する。

15. その他留意事項

- (1) 本件に参加する費用は、全て提案者の負担とする。
- (2) 提出書類は日本語を用いるものとし、通貨は日本円とする。
- (3) 書類提出後の企画提案書等の修正又は変更は一切認めない。
- (4) 提出された企画提案書については返却しない。
- (5) 企画提案書について情報公開請求があった場合は、対馬市情報公開条例に基づき提出書類等を公開することがある。
- (6) 最優秀提案者特定後、提案書に基づき最優秀提案者と、仕様書を作成し随意契約による契約を締結する。なお、協議により提案書の内容を一部変更する場合がある。

16. 担当課（問い合わせ先）

対馬市 観光推進部 観光交流商工課（担当 村瀬）
〒817-8510 長崎県対馬市厳原町国分1441番地
TEL：0920-53-6111 FAX：0920-52-1214
電子メール：kokusai@city-tsushima.jp